

栃木県ですでに
住居を購入しまし
たが、元の住居
の修繕費用は
出ますか？



住居確保損害に
おける賠償上限額
とは何ですか？
実際にどこまでの
費用が賠償されま
すか？



原子力損害賠償に関する 無料個別相談会のご案内



老人ホームか復興
住宅に入居を考え
ています。どこま
での費用を出して
もらえますか？



息子たちと世帯を
分けてそれぞれが
住居を確保したい
のですが…大丈夫
ですか？

開催日

10月8日(日)

栃木県大田原市

会場

生涯学習センター

※ 会場詳細は
裏面参照

個別相談

【1組60分ご相談いただけます】

10:00~16:00 (12:00~13:00 休憩)

■ 専門の弁護士が原子力損害賠償全般のご相談をお受けいたします。

★ 原発事故で被害を受けたすべての皆様にご相談いただけます。

説明会へのご参加、個別のご相談は、**事前予約**をお願い致します。

予約専用
ダイヤル



0120-330-540

予約受付時間 9:30 ~ 17:00
(土日祝日も受付)

【会場】 大田原市生涯学習センター 1F研修室

住所：栃木県大田原市本町1丁目2716番地5

【周辺案内図】



【会場周辺案内】



★ 専用駐車場が
ございますので、
ご利用ください。

- まだ住居の確保がお済みでない方
- 近いうち住居を確保しようと思っている方
- 既に住居を確保したが、賠償可能残額がある方



是非、
ご相談
ください！